

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	二三
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三四
○道路の区域を変更する件三件	三四
○道路の供用を開始する件	三五
○急傾斜地崩壊危険区域として指定する件	三五
○会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件の一部を改正する件	三六
○土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件	三六
○浸水想定区域を指定した件	三六
○福島海区漁業調整委員会	三六
○いかつり漁業について指示する件	三六

## 告 示

### 福島県告示第百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和七年三月十四日から同年七月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- クスリのアオキ伊達箱崎店・直売所 福島県伊達市箱崎字東六番ほか

二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
  - 名称 株式会社クスリのアオキ
  - 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
  - 住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
  - 名称 株式会社Ethical Ventures Asia
  - 代表者の氏名 代表取締役 板倉 雄一郎
  - 住所 東京都渋谷区恵比寿二丁目十三番七号水戸ビル五階
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
  - 名称 株式会社クスリのアオキ
  - 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
  - 住所 石川県白山市松本町二千五百十二番地
  - 名称 特定非営利活動法人絆だて
  - 代表者の氏名 理事 佐々木 義伸
  - 住所 福島県伊達市箱崎字梁下一二番地一
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
  - 令和七年十月二十九日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 千四百三十平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 六十四台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 四十一台
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 面積 一〇〇・〇平方メートル
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 容量 八・一七立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - (一) クスリのアオキ
      - 開店時刻 午前九時
      - 閉店時刻 翌日の午前零時
    - (二) 直売所

- 二十四時間
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
二十四時間
- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - (一) 数 二箇所
  - (二) 位置 別紙図面のとおり
- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日

令和七年二月二十八日  
 (「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六十七号**

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年三月十四日から同年四月十四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年三月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)薬王堂本宮仁井田店 福島県本宮市仁井田字富士内十番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

(商業まちづくり課)

**福島県告示第六十八号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-------------	-----------------	---------------

一般国道 一一八号	南会津郡下郷町大字高 隣字下居平二四番地先 から	変更前 一五・二〇 三三・〇	変更後 一四・九〇 二六・五	二五九・〇 二五九・〇
--------------	--------------------------------	----------------------	----------------------	----------------

(道路計画課)

**福島県告示第六十九号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和七年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	南会津郡只見町大字大 倉字窪田一六六番地 先から	変更前 七・五〇 一六・七	変更後 一一・三〇 三六・四	四四八・四 四四八・四

(道路計画課)

**福島県告示第七十号**

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十四日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------------	-------	-----

の 別		(メートル)	(メートル)
変更前	一・一・八 三二・〇	一三二・四	
変更後	一〇・七 三二・〇	一三二・四	

(道路計画課)

**福島県告示第七十一号**  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和七年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。  
 令和七年三月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道落合浪江線	双葉郡浪江町大字高瀬字小山迫七八番地先から 同 郡同 町大字高瀬字堀内一〇 三番二地先まで	令和七年三月十四日

(道路計画課)

**福島県告示第七十二号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。  
 令和七年三月十四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称  
上居平
- 2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示  
イ 次に掲げる地番の土地に存する一点から六点を結んだ線及び六点から急傾斜地崩壊危険区域として指定する件(平成二十五年福島県告示第五百八十七号)で指定した土地の境界線(標柱三号から標柱一号を結んだ線)に沿って二十点に至る線と二十点から一点までを結んだ線に囲まれた土地の区域

大沼郡三島町間方字上居平

八二八番二	一点	北緯三七度二三分五七秒八四八七
八一八番	二点	東経一三九度三六分五二秒一五一三
七七八番八	三点	北緯三七度二三分五八秒五三〇五
八一〇番	四点	東経一三九度三六分五一秒三六〇四
八一〇番	五点	北緯三七度二四分〇秒〇六三七
八一〇番	六点	東経一三九度三六分五一秒四一九四
八〇九番	六点	北緯三七度二四分〇秒二〇四四
八〇六番	二〇点	東経一三九度三六分五二秒二四五四
八〇七番一	二一点	北緯三七度二四分〇秒八五五三
八一四番	二二点	東経一三九度三六分五四秒〇〇二
八一六番二	二三点	北緯三七度二三分五八秒一〇三三
		東経一三九度三六分五三秒二九七一
		北緯三七度二三分五八秒〇六七七
		東経一三九度三六分五二秒六九五〇
		北緯三七度二四分〇秒六九五〇
		東経一三九度三六分五二秒六九五〇
		北緯三七度二四分〇秒二八一
		東経一三九度三六分五二秒五九三
		北緯三七度二四分〇秒五六一八二
		東経一三九度三六分五二秒一三〇七
		北緯三七度二四分〇秒〇五四五
		東経一三九度三六分五三秒一五〇
		北緯三七度二四分〇秒一七七一
		東経一三九度三六分五五秒一九三三
		北緯三七度二四分〇秒八九六二
		東経一三九度三六分五五秒〇九九
		北緯三七度二四分〇秒九六七一

ロ 次に掲げる地番の土地に存する九点から十九点を結んだ線及び十九点から急傾斜地崩壊危険区域として指定する件(平成二十五年福島県告示第五百八十七号)で指定した土地の境界線(標柱八号から標柱六号を結んだ線)に沿って九点に至る線を結んだ線に囲まれた土地の区域  
 大沼郡三島町間方字上居平

七八三番	一六点	東経一三九度三六分五三秒九七九八
七九五番	一七点	北緯三七度二四分〇四秒一九四四
八〇二番	一八点	東経一三九度三六分五三秒九三九九
八〇二番	一九点	北緯三七度二四分〇三秒七二四五
		東経一三九度三六分五四秒八七九五
		北緯三七度二四分〇二秒六四五六
		東経一三九度三六分五四秒五九六九
		北緯三七度二四分〇二秒二九一一
		東経一三九度三六分五四秒七〇六五

(砂防課)

福島県告示第百七十三号

会計管理者をしてその事務の一部を出納員に委任させる件(昭和四十四年福島県告示第三百八十一号)の一部を次のように改正する。

令和七年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄  
表中「賃金」及び「並びに福島県北地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長」を削り、「福島県いわき地方振興局」を「及び福島県いわき地方振興局」に改め、「及び福島県いわき地方振興局の所管区域内に所在する福島県ハイテクプラザに所属する准公所の長」を削る。

(審査課)

公 告

公告第五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

令和七年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称	住所
下郷町土地改良区	南会津郡下郷町大字合川字居平甲一七九番地一
退任した清算人	
氏名	
佐藤 仁夫	南会津郡下郷町大字合川字居平甲一七九番地一
星 昌彦	郡同 町大字豊成字榎原二二二番地
弓田 孝	郡同 町大字弥五島字牧野居村二六二五番地
星 新栄	郡同 町大字沢田字前田乙四三五番地

芳賀 正司	郡同 町大字小沼崎字家ノ平乙一三一六番地二六
室井 泰廣	郡同 町字志源行二六八番地

(農村計画課)

公告第六十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、茨原川、常住川、真似井川、相川、荒神川、鹿又川、三坂川、神下川、日渡川、死骨川、蔵持川、三沢川、走熊川、中田川、旧中田川、江畑川、天神川、根小屋川、深山口川、戸草川、大松川及び障子川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県いわき建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和七年三月十四日

福島県知事 内堀雅雄  
(河川整備課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第三号

福島県の地先海面におけるいかつり漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

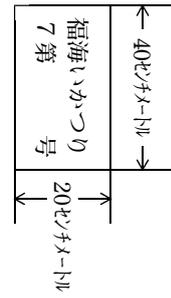
令和七年三月十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野智光

- 一 操業の承認  
いかつり漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。ただし、手釣又は竿釣に使用する総トン数五トン未満の船舶については、この限りでない。
- 二 承認の対象漁船  
いかつり漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数三十トン未満とする。
- 三 操業期間  
操業期間は、令和七年六月一日から令和八年一月三十一日までとする。
- 四 制限又は条件  
1 操業の禁止区域  
次に掲げる海域での操業は、禁止する。  
双葉郡富岡町小長ヶ浜灯台から正東の線以北の水深四十五メートル以浅の福島県の海域  
2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年六月一日から令和八年五月三十一日までとする。